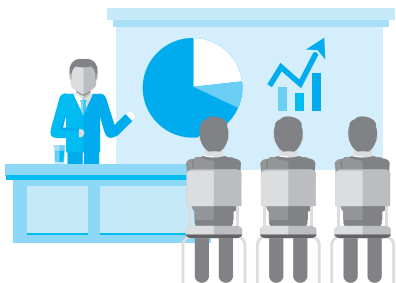


会議報告



国際会計基準審議会 (IASB) 会議概要 (2016年2月、3月)

IASBでは2016年2月度(2月16日~17日)、次のトピックが議論されている。

プロジェクト/今回の議論の概要	今回の会議での討議・決定事項
<p>① 保険契約 新保険契約基準の開発に係るデュー・プロセス等に関して議論が行われた。</p>	<p>必要なデュー・プロセスがとられていることが確認された。今後の計画として、新保険契約基準の書面投票プロセスが開始される予定である。</p>
<p>② のれん及び減損 企業結合における無形資産の識別及び測定、のれんの当初認識後の会計処理等に関して議論が行われた。</p>	<p>決定事項なし。</p>
<p>③ IFRS適用上の論点</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 純投資の一部を実質的に構成する関連会社及び共同支配企業に対する持分の測定に関して、IFRS解釈指針委員会からの要請に基づき議論が行われた。 ➢ 公開草案「負債の分類(IAS第1号の修正案)」に関して、融資契約の条件の遵守状況テスト(レビュー)が報告期間末日以降に実施される場合の適用方法等について議論が行われた。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 純投資の一部を実質的に構成する関連会社及び共同支配企業に対する持分の測定に関して、IFRS第9号「金融商品」及びIAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」における要求事項との関連性について確認が行われた。将来のIFRS解釈指針委員会においてIASBからのフィードバックが提示される予定である。 ➢ 公開草案「負債の分類(IAS第1号の修正案)」に関して、融資契約の条件の遵守状況テスト(レビュー)は報告期間末日時点で実施されるべきであり、報告期間末日以降に遵守状況のテストが要求される場合でも、この原則は変更されるべきではないこと等が暫定決定された。
<p>④ 資本の特徴を有する金融商品 資本の特徴を有する金融商品に関して、IAS第32号「金融商品:表示」に対する改善の取組方法として識別していた3つのアプローチについて議論が行われた。</p>	<p>IAS第32号「金融商品:表示」に対する改善の取組方法として識別していた3つのアプローチの中でも、アプローチ・ガンマと呼ばれる方法に焦点を当てて議論が行われた。このアプローチは、請求権の区別を、他のアプローチで請求権を区別するために使用している特徴の組合せに基づいて行うものである。</p> <p>IASBは、資本の特徴を有する金融商品に関して、継続して議論を行う予定である。</p>

IASBでは2016年3月度(3月15日~16日)、次のトピックが議論されている。

プロジェクト/今回の議論の概要	今回の会議での討議・決定事項
<p>① 概念フレームワーク 2015年5月に公表された公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」等について議論が行われた。</p>	<p>決定事項なし。 2016年4月の会議で、最終化に向けての計画が議論される予定である。</p>

<p>② IFRS第4号の修正案：IFRS第9号「金融商品」とIFRS第4号「保険契約」の適用 公開草案に対して寄せられたコメント等に対して議論が行われた。</p>	<p>詳細はI（本頁）参照</p>
<p>③ IFRS第3号「企業結合」-事業の定義 事業の定義等に関するIFRS第3号の修正案について議論が行われた。</p>	<p>IFRS第3号の修正案は、IFRSとUS GAAPとの間ですでに差異がある場合を除き、米国財務会計基準審議会（FASB）の修正案と同様の要求事項となる。ただし、適用指針に関しては、FASBの修正案とは異なる文言となり、この点について意見を求めることが暫定決定された。 2016年第2四半期に公開草案が公表される予定である。</p>
<p>④ のれん及び減損 減損テストの修正の可能性、のれん及び減損の開示規定の改善等について議論が行われた。</p>	<p>決定事項なし。</p>
<p>⑤ アジェンダ協議 意見募集「2015年アジェンダ協議」及び「IFRS財団評議員会による体制及び有効性についてのレビュー：レビューにあたっての論点」に対して寄せられたコメント等に対して議論が行われた。</p>	<p>決定事項なし。</p>

IASB会議概要に関して、暫定合意が行われたトピックを中心に、次の項目に分けて記載する。

「背景」、「今回の議論のテーマ」、「主な暫定決定事項」、「今後の予定」

IASB会議概要では、それぞれのトピックにおいて、どのような問題意識をもとに議論がスタートし、議論が進んでいるかについて、その概要を記載することを目的とする。高品質な会計基準開発のため、IASBにおいて議論は限りなく行われており、議論の本質を見失わないため、上記のような構成としている。

このIASB会議概要は、このような趣旨で記載しているため、今回のIASB会議のより詳細な内容については、IASBが公表した「IASB Update¹」及び企業会計基準委員会スタッフによる「IASB Update」の和訳²を参照いただきたい。

なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りしておく。

I IFRS第4号の修正案：IFRS第9号「金融商品」とIFRS第4号「保険契約」の適用

背景

IFRS第9号「金融商品」とIFRS第4号「保険契約」の基準適用日に関して、IFRS第9号の発効日は2018年1月1日以後開始する事業年度であるが、新保険基準は2016年2月のIASB会議においてドラフト作成が承認され

ており、IFRS第9号が先行して適用されることが想定される。

この点に関して、金融資産と保険契約負債は密接に関連するものであり、IFRS第9号と新保険基準の発効日が異なることについて、以下のような懸念が寄せられていた。

- 新保険基準適用前にIFRS第9号を適用した場合、会計上のミスマッチが生じる可能性がある。
- 新保険基準の影響を十分に評価する前に、IFRS第9号の分類及び測定の規定を適用することにより不都合が生じる可能性がある。
- 短期間で2回の会計上の変更により、多大なコストと労力が生じる可能性がある。

IASBはこうした懸念を踏まえ、2015年12月に公開草案「IFRS第4号の修正案：IFRS第9号「金融商品」とIFRS第4号「保険契約」の適用」を公表し、以下の2つのアプローチを提案している。

- 上書きアプローチ：
IFRS第4号の適用範囲に含まれる保険契約を発行する企業に、特定の金融資産について、IFRS第9号に従った場合に純損益に認識される金額と、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」に従った場合に純損益に認識される金額との差額を、純損益からその他の包括利益（OCI）に振り替えることを認める。
- IFRS第9号の適用の一時的免除：
保険契約の発行が支配的活動である企業に対し、IFRS

第9号の適用を一時的に免除し、IAS第39号を適用することを認める。

今回の議論のテーマ

上記公開草案に対して寄せられたコメント等に対して議論が行われた。



主な暫定決定事項

公開草案に関して、以下の暫定決定を行い、再審議の方向性について確認を行った。

- 特定の企業に対し、IFRS第9号の適用を一時的に免除する規定を提供する。また、上書きアプローチも提供す

るが、いずれも容認規定とする。

- IFRS第9号の免除規定が適用されるか否かは、報告企業レベルで決定する。
- IFRS第9号の免除規定に関して、有効期限を定める。

今後の予定

残りの論点について議論を行い、2016年9月にIFRS第4号の修正を公表することを目標としている。

(機関誌編集委員会編集員 松尾洋孝)

- 1 <http://www.ifrs.org/Updates/IASB-Updates/Pages/IASB-Updates.aspx>
- 2 https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/iasb/update/2016.shtml